

事務連絡  
令和2年3月18日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

水際対策強化に係る新たな措置について

標記について、本日、総理大臣官邸で第20回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、会議では、新型コロナウイルス感染症への対応について議論が行われました。

議論を踏まえ、WHO（世界保健機関）が欧州のパンデミックの中心となった旨を発表するなど、欧州において新型コロナウイルス感染症の拡大が続いていること、今般、感染者数が拡大し、感染症危険情報をレベル3の渡航中止勧告に引き上げた、イタリア、スペイン、イスラエルの一部地域及びアイスランドについては、入管法による入国拒否対象地域に追加することとし、明日19日午前0時から効力を発生させることとしました。

加えて、現在の感染拡大の状況等を踏まえ、シェンゲン協定全加盟国を含む欧州諸国はもとより、イラン及びエジプトの38か国について、更なる検疫の強化が必要と判断し、これらの国々からの入国者に対しては、検疫所長の指定する場所での14日間の待機要請及び国内における公共交通機関の使用自粛要請を行うこととされ、併せて、措置の実効性を担保し、入国希望者の総数を抑制する観点から、これらの国において発給された一次及び数次査証の効力を停止するとともに、査証免除措置の適用を順次停止、今後手続きを進め、21日午前0時から運用を開始し、まずは4月末日までの間実施することになりました。

つきましては、上記の旨について、貴都道府県登録の旅行業者等に周知徹底願います。

<参考>

○首相官邸ホームページ

[http://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202003/18corona.html](http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/18corona.html)

○法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/content/001316538.pdf>

○外務省海外安全ホームページ

（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)